

加 監 公 表 第 8 号

令和6年4月25日

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	山 本 賢 吾
加古川市監査委員	谷 真 康

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和6年2月28日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

## 1 請求人

(住所・氏名 省略)

## 2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和6年2月28日付けで受理した。

なお、令和6年3月15日及び同年3月27日に請求人から本請求に係る証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

## 3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

### (1) 令和5年度加古川市こどもの居場所づくり補助金（以下「本件補助金」という。）について

加古川市（以下「市」という。）内のこども食堂については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく加古川健康福祉事務所（以下「加古川保健所」という。）の営業許可が必要であるが、市内で運営されている12か所のこども食堂のうち、9か所が無許可で運営しており、そのうち5か所のこども食堂の運営団体に、本件補助金が交付されている。このように、違法行為を行っているこども食堂の運営団体に本件補助金を交付していることは、問題である。

また、こども食堂の運営上留意すべき事項について平成30年度に厚生労働省から通知があり、こども食堂における衛生管理のポイントが示されている。しかし、市におけるこども食堂の運営団体（以下「運営団体」という。）については、令和5年度加古川市こどもの居場所づくり補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）において、「保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。」と規定されているにもかかわらず、厚生労働省が示す衛生管理のポイントを無視し、食の安全を脅かすような運営が行われている。

さらに、こども食堂で使用する食材が、こども食堂開催日よりかなり前に購入されている事例が見受けられ、厚生労働省が示す食の安全が守られておらず、食中

毒の発生等、命にかかわるおそれがある。また、本件要綱第4条の対象経費に含まれない、スタッフのおやつやスタッフが家庭で使用する物品や食材が本件補助金の対象経費に計上されていると思われる。

また、本件補助金の申請時に添付する領収書やレシートは原本ではなくコピーも可能であり、他の補助金との重複申請も考えられるため、本件補助金の交付方法に問題がある。

以下、こども食堂別に列挙する。

ア こども食堂Aについては、令和5年5月22日開催用食材として卵、蓮根、筍、人参等を同年5月14日に購入しているが、かなり鮮度が落ちると考えられるため、これらの食材が本当にこども食堂に使われたのか疑問である。また、令和5年6月19日開催用食材について、こども食堂Aを運営する団体が経営する居酒屋から購入しているが、内容が不明な上に4,000円と高額であり疑問が生じる。さらに、令和5年7月10日開催分において、イベント用として購入された空気入れが本件補助金の対象経費に計上されているが、用途が不明である。

イ こども食堂Bについては、令和5年4月11日開催用食材を同年4月9日に購入しているが、開催場所と購入場所が同じであれば、当日購入も可能であると思われる。また、こども食堂開催2日後の令和5年4月13日に、洗濯洗剤等が大量に購入されており、本件補助金の対象経費に計上されているが、必要のない補助金交付であると思われる。

ウ こども食堂Cについては、令和5年4月28日開催用食材に大量の牛肩ロースステーキ肉、徳用柏餅を2週間前の同年4月14日に購入しているなど、こども食堂開催日よりかなり前に食材を購入しており、提供されるべき食材ではないと思われる。また、献立がハッシュドビーフであるが、薄切り肉ではなくステーキ肉を購入しているため、消費期限が過ぎたステーキ肉をスライスして使用したか、ステーキ肉は家で食べて、薄切り肉を買ってレシートだけ交換している可能性が否定できない。令和5年4月26日に購入したロールケーキやビスケット等

の菓子類やリンゴジュース、マンゴードリンク等の飲物はスタッフ用と思われるため、本件補助金の対象にするべきではないと思われる。令和5年5月26日開催用食材としてドリップコーヒー5パックを購入しているが、スタッフ用の飲物であると思われる。令和5年6月23日開催用食材として、同年6月21日に湯たこやもやし、同年6月14日にステーキ肉、同年6月3日にもやしや牛肩ロース、同年6月1日に大葉や人参などの食材を購入しているが、日持ちがしないと思われる。また、尿漏れパッドや目薬など、個人のための購入品も対象経費として計上されており、本件補助金を多く受け取る目的で悪意を持ってレシートを添付していると思えない。さらに、令和5年6月14日購入分の支払にポイントを使用しており、補助金で現金化したと思われる。

令和5年7月と8月のこどもの居場所づくり開催実績報告書（以下「開催実績報告書」という。）にイトインありにしたとの記載があることから、同年7月と8月以外は弁当配付であると思われ、こども食堂の目的がこどもの居場所づくりであるにもかかわらず、弁当を配付するだけになっている。また、令和5年8月25日開催用としてコバエ駆除剤を購入していることから、食品を扱うにふさわしくない環境で調理しているなど、衛生面及びこども食堂の運営に問題があると思われる。

エ こども食堂Dについては、献立がこども向けというより大人向けであることから、こどもの居場所というより大人のコミュニティの場として活動しているように思われる。また、こどもが利用していなくても、本件補助金の対象となっていることに疑問がある。

オ こども食堂Eについては、令和5年4月27日開催用食材として4キログラム2,600円で肉を購入しており、これは100グラム当たり約60円と安すぎる上に、個人から購入しているため、市販されていない肉の可能性が否定できない。また、献立に天ぷらがあるが、油の購入がないため、350人分の揚げ物にどのような油を使用したのか疑問である。令和5年6月22日開催用食材にシュークリームやワッフルなどが購入されているが、参加人数等から考えるとスタッ

フ用のおやつである可能性が高いと思われる。さらに、厚生労働省が衛生管理のポイントとして、調理完了後、概ね2時間以内に食べ終えるような運営に努めているが、260人近い参加者が2時間以内に食べ終えたとは思えない。また、開催実績報告書から、こどもの居場所づくりというよりも、町内会活動である。

カ こども食堂Fについては、任意保険の加入やゴム手袋の購入等、食中毒対策はしっかりされているが、営業許可を受けていないため、万が一の場合、保険の支払が行われない可能性が否定できない。また、トイレ掃除用品の購入費用やレジ袋代等、本件補助金の対象外であると思われるものが対象経費に含まれている。

(2) 社会福祉法人加古川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）との令和5年度加古川市こどもの居場所づくり推進事業業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）について

本件委託契約の業務内容に、「こども食堂運営者を対象に栄養面や衛生面、こどもの関わり方などに関する内容の研修を年に1回以上開催すること。」と規定されているため、本来、社協はこども食堂を運営する前に研修を実施すべきと思われるが、いまだに実施されていない。

また、こども食堂を運営するには、保健所の営業許可が必要であるにもかかわらず、社協が無許可営業している運営団体の支援活動を行っていることは問題である。

さらに、社協は本件委託契約に係る履行状況等の報告において、多数の不備があるにもかかわらず、十分な確認をせず、業務実績報告書を受付していることは問題である。

(3) 無許可営業している運営団体及び関係機関（以下「無許可営業している運営団体等」という。）に対する事務経費等の支出について

市職員が、無許可営業している運営団体等との連絡調整業務を行っているが、連絡調整に係る事務経費や市職員の人件費を公費から支出していることは問題である。

よって、次の措置を求める。

- ・無許可営業している運営団体に交付した本件補助金及び補助対象ではないと思われる本件補助金の返還
- ・本件委託契約に係る委託料（以下「本件委託料」という。）の返還
- ・無許可営業している運営団体等との連絡調整に係る事務経費及び市職員の人件費（令和5年度分）の返還

#### 4 監査の実施

##### (1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

##### ア 本件補助金の支出について

市がこども食堂A、こども食堂B、こども食堂C、こども食堂D、こども食堂E及びこども食堂Fに本件補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

##### イ 本件委託料の支出について

市が社協に本件委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

##### ウ 保健所の許可や届出（以下「許可等」という。）を受けていない運営団体及び関係機関（以下「許可等を受けていない運営団体等」という。）に対する事務経費等の支出について

市が許可等を受けていない運営団体等との連絡調整に係る事務経費や市職員の人件費を支出したことは違法又は不当であるか。

##### (2) 監査の対象部

こども部

##### (3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年3月27日に請求人から陳述を受けた。

#### (4) 監査の対象部に対する調査

こども部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和6年3月27日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容などは次のとおりである。

##### ア こども食堂の概要及び市の取組について

こども食堂は、「地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う」場所であることが厚生労働省の見解で示されている。市においても、把握できる中ではおよそ8年前から市民による自主的な活動が始まり、令和6年1月時点では、12団体がこども食堂を運営している。国や県においてもこども食堂に関する施策の拡充が実施され、市においても令和5年度から予算を計上し、こども食堂に関する相談窓口の開設や新たな担い手の発掘、研修会の実施に係る事務などを社協に委託している。また、こども食堂の運営の下支えを目的に、食材費や消耗品などのこども食堂の開催に要した経費を対象とした補助金制度も開始した。

##### イ 食品衛生法における許可等とこども食堂について

食品衛生法第2条では、食品衛生に関する必要な措置は、国、都道府県、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区によって行われるものと規定されている。また、同法第4条第7項で「営業」について定義され、同法第55条第1項で営業に関する許可は、都道府県知事が行うものと規定されている。

なお、食品衛生法にはこども食堂の運営について許可等が必要か否かに関する明確な規定がなく、運営実態に応じて適切に判断するというのが、加古川保健所の見解である。

このことを踏まえ、市及び社協は、令和5年度の事業化以降、新規でこども食堂開設を希望する個人又は団体から相談があった場合、食品衛生法上の取扱いに関して適宜加古川保健所に相談の上、調理や食事の提供を実施するよう助言するのみにとどめていた。

#### ウ 本件補助金について

本件補助金は、本件要綱に基づき、様々な不安を抱えるこども達が安心して過ごせる居場所としてのこども食堂を運営する者に対し、補助金を支出することによって継続的な運営をサポートすることを目的としている。

本件補助金の交付対象となる者は、本件要綱第3条において次の各号のすべてに該当する団体又は個人としている。

- (1) こども又はその保護者及び地域住民を対象とし、1回の開催当たり合計10人以上の参加が見込まれるこども食堂で加古川市内において運営していること。
- (2) 原則として月1回以上自主的及び継続的に実施するものであること。
- (3) 保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。
- (4) 参加者に対し、こども及び家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるとともに、必要に応じて関係する機関につなげること。
- (5) 法令及び公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) こども食堂開催時において、営利を目的とする活動を行わないこと。
- (7) 選挙活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (8) 加古川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない団体又は個人であること。

補助対象経費については、本件要綱第4条において令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支出されたものであり、詳細について別途、令和5年度加古川市こどもの居場所づくり補助金事務手引（以下「事務手引」という。）を作成している。また、補助金の金額については、1年度当たり20万円を上限に1回の開催当たり、参加人数に応じて3,000円から10,000円として、以下の経費を補助の対象としている。

- (1) 食材の購入に要する経費
- (2) 容器・調理器具等の消耗品の購入に要する経費
- (3) 調理に必要な施設等の使用に要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費



また、申請方法については、四半期ごとに提出期限と振込日を設定した上で、補助金申請書兼請求書（様式第1号）、こどもの居場所づくり開催実績報告書（様式第2号）及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類の提出を求めている。補助金に係る書類の受付や相談事務については、社協に委託しており、受け付けた書類は市に提出され、市の審査後に申請者の口座に補助金を振り込んでいく。

#### エ 加古川市こどもの居場所づくり推進事業委託業務について

本件委託契約は、こども食堂の運営者が、安定的かつ継続的に運営ができるように、支援活動を行うことを目的とするものであり、委託期間を令和5年4月3日から令和6年3月31日までとして、社協と契約を締結している。

委託業務の内容は、相談窓口の設置、こども食堂関係者との連携、新たな担い手の発掘、研修の開催、食材提供体制等の構築、こども食堂等に関する情報収集・発信及び補助金の相談・受付である。

履行状況の確認については、四半期ごとの実績を報告する「業務実績報告書」と、年間の実績・収支を報告する「事業実績報告書」及び「業務収支決算書」の2つに大別している。前者の業務実績報告書は、こども食堂への訪問回数、食材提供等の実施概要、相談件数をとりまとめたものとして、各四半期が終了する月の翌月末まで（第4四半期は委託期間終了日まで）に、社協が市に報告することとしている。また、後者の報告については、委託期間終了日までに、社協が市に報告することとしている。

本件委託料の支払については、全額を前金払により請求することができることとしており、市は社協からの請求に基づき請求日から30日以内に社協に支払うこととしている。

#### オ 請求人の主張、指摘に係る市の見解について

##### （ア）本件補助金について

- ① 請求人は、テイクアウトも対象とすることや保護者や地域住民を対象とすることは、本件要綱第2条のこども食堂の定義と矛盾する旨指摘している。

このことについて、市ではこども食堂に対し、なるべくイートインでの開催を依頼している。しかしながら、会場の規模や参加者の都合によってイートインが困難であることや、感染対策上などの理由でテイクアウトとしたケースも考えられる。実施形態がテイクアウトであったとしても、こどもとスタッフとのコミュニケーションが成立する場面も確認しており、こどもの居場所として否定するものではないと考える。

また、保護者や地域住民を対象とすることについて、市では、こども食堂をこどもやその保護者が気軽に立ち寄り、食事を介して地域住民と相互に交流を行う場所であると認識している。次年度以降は、分かりやすい運用となるよう要綱を見直すことを予定しているところである。

- ② 請求人は、会員のための活動を行う組織の施設内で開催されるこども食堂は会員以外が食事の提供を受けにくいと指摘している。このことについて、こども食堂を利用するこどもやその保護者などの参加者はその組織の会員に限定していないことから、問題はないと考える。
- ③ 請求人が指摘しているスタッフ用の飲食について、市では、スタッフに供するもののうち、こども食堂の献立としてこどもや保護者等に提供されるものを除いては、補助対象外としている。今回、指摘のあった件については、個別に運営団体に照会を行い、補助対象外と判明したものは交付決定を取り消し、その内3件について返還請求を行っている。返還期日は令和6年3月25日としており、同年3月22日現在で1件の返還を確認している。
- ④ 請求人は、補助金申請の際の添付書類としてレシートや領収書（以下「領収書等」という。）のコピーを認めていることは、他の補助金との重複や脱税の疑いが生じるため、疑問がある旨指摘している。このことについて、市では、申請者の利便性を図るため、領収書等のコピーを認めているものである。領収書等の取扱いについては、市の他の補助金の取扱いと申請者の利便性を勘案して変更すべきか否かを検討するものであり、他の補助金との重複や脱税を防止する目的で添付書類の取扱方法を変更するものではないと考える。
- ⑤ 請求人は、無許可営業しているこども食堂への本件補助金の全額返還を求

めるよう主張している。このことについて、食品衛生法における許可等は、都道府県や保健所を設置する市等の専権事項であることは、先に述べたとおりである。

一方、市は、保健所を設置する自治体には該当しておらず、食品衛生に関する必要な措置を実施する権限がないことに加え、こども食堂が行っている内容が許可等を要するものか否かについて判断する権限を持ち合わせていない。市では、必要に応じて運営団体の代表者（以下「運営者」という。）に対し、実施内容等について加古川保健所に相談するよう助言しており、こども食堂の活動については運営者の判断において適法に行われているものと認識している。市が本件補助金を交付したこども食堂の活動が許可等を必要とするものであったか否かについては、事実関係の調査に基づき加古川保健所によって行われるものである。

⑥ 個別のこども食堂に関する指摘事項に係る市の見解は、以下のとおりである。

a こども食堂Aについて、請求人は、令和5年5月22日開催分の食材（卵、蓮根、筍、人参等）を同年5月14日に購入しているが、鮮度が落ちるため、こども食堂用の食材ではないと思われると主張しているが、食材については冷蔵又は冷凍で保存し開催日に使用している旨を運営者に聞き取りしている。

次に、令和5年6月19日開催分の食材の一部について、こども食堂Aを運営する団体が経営する居酒屋から4,000円分購入した領収書があるが、高額な上に内容が不透明であるとの主張については、運営者に聞き取りを行い、大葉、レモン、玉ねぎ、オクラ、卵、パスタ、じゃがいも、モロッコいんげん、キャベツ、きゅうり、オリーブオイル、和風だしなどを購入していることを確認している。

次に、令和5年7月10日開催分の補助対象経費の中に、空気入れ（フットポンプ547円）が計上されているが、食材ではなく、何のイベントで使用されたか分からないとの主張については、こども食堂開催に必要となる消耗品という認識で本件補助金を支出したものの、改めて補助対象経

費の精査を行い、補助対象経費から除いたところである。

- b こども食堂Bについて、請求人は、令和5年4月11日開催用の食材が同年4月9日に購入されており、食材の購入場所と同じ商業施設でのこども食堂の開催であれば、当日購入は可能であると主張しているが、4月9日購入分はこども食堂の開催場所とは異なる商業施設のものであり、また、生鮮食品も含まれていないことから問題ないとする。

また、開催2日後の令和5年4月13日に大量に購入された洗濯洗剤や柔軟剤が経費に挙げられているが、食材として使用されたのか、自宅用購入品ではないのか、令和5年6月開催の食材として洗濯洗剤等が大量に購入され補助金の対象となっているのであれば不相当であると主張しているが、こども食堂開催に必要となる消耗品という認識で本件補助金を支出したものの、改めて補助対象経費の精査を行った結果、過払となった本件補助金の返還を求めているところである。

- c こども食堂Cについて、令和5年4月28日開催用食材で同年4月14日にステーキ肉を購入し、消費期限が切れた後に、スライスして使用しているか、ステーキ肉は自宅で食べて、別の薄切り肉を使用し、レシートだけ交換している可能性があるとする主張している件については、購入後、全て冷凍で保存し開催日に使用している旨を運営者に聞き取りしている。

また、令和5年4月14日に大量の牛肩ロースステーキ肉、徳用柏餅を購入しているが、開催日の2週間前であるため、提供されるべき食材ではないとする主張については、こども食堂開催に必要となる食材費という認識で本件補助金を支出したものの、スタッフ用に供したことが判明したため、補助対象経費から除いたところである。

さらに、令和5年4月26日に購入した豚ミンチも2日前の購入は危険であるとする主張については、購入後、全て冷凍で保存し開催日に使用している旨を運営者に聞き取りしている。

次に、令和5年4月26日に購入している抹茶ロールケーキ、カラメルビスケットチョコチップ、カラメルビスケットオリジナル、リンゴジュース、マンゴードリンクはスタッフ用と思われるので対象にすべきではない

との主張については、こども食堂開催に必要となる食材費という認識で本件補助金を支出したものの、スタッフ用に供したことが判明したため補助対象経費から除いたところである。

次に、令和5年4月28日に購入の柏餅は献立にないことや利用人数からスタッフ用であると思われるとの主張に関しても、こども食堂開催に必要となる食材費という認識で本件補助金を支出したものの、スタッフ用に供したことが判明したため、補助対象経費から除いたところである。

次に、令和5年5月26日の開催用食材で同年5月24日購入の玉ねぎの天ぷら、チーズケーキ、リンゴジュースは購入者の自宅用の可能性が高いという主張や、同年5月26日に購入したドリップコーヒーは、スタッフ等の飲物であると思われるという主張については、参加者へ提供している旨を運営者に確認しており、問題はないと考える。

次に、令和5年6月23日の開催用食材で同年6月21日に塩分チャージタブレットが2個購入されているが、スタッフ用であると思われるとの主張については、運営者に確認を行い、塩分チャージタブレットに関して、万一の場合の熱中症対策として参加者に提供しているため、問題はないと考える。

次に、令和5年6月21日に購入した湯たこやもやしは2日前ではなく、当日に購入してほしい食材であるとの主張については、食材については冷蔵又は冷凍で保存し開催日に使用している旨を確認しており、支出は問題ないと考えている。しかしながら、厚生労働省が発出した「子ども食堂における衛生管理のポイント」を遵守の上開催するよう働き掛けを行っている。

次に、令和5年6月14日に購入の牛肩ロースステーキ肉は消費期限が9日もあるとは思えないという主張や、同年6月3日購入の野菜、もやし、カットねぎ、牛肩ロースは20日ももたず、腐っている可能性が高いと思われるという主張については、購入後、全て冷凍で保存し開催日に使用している旨を運営者に聞き取りしている。

次に、ビスケットはスタッフのおやつであると思われるとの主張につい

ては、参加者へ提供している旨を運営者に確認しており、問題はないと考える。

次に、令和5年6月14日購入分は2,150円分を店舗のポイントで支払っているとの主張については、現状ではポイントカードの使用に関する規定を設けておらず、現金と同じ扱いとしている。しかしながら、次年度以降はポイントカードの使用については補助対象外とする予定としている。

次に、令和5年6月1日購入の大葉と人参が23日間ももつとは思えないとの主張については、こども食堂開催に必要となる食材費という認識で本件補助金を支出したものの、スタッフ用に供したことが判明したため、補助対象経費から除いたところである。

次に、令和5年6月1日購入の尿漏れパッド、目薬、生ラーメンは全て個人のための購入品であるとの主張については、こども食堂開催に必要となる消耗品という認識で本件補助金を支出したものの、補助対象外経費が含まれていたため、補助対象経費から除いたところである。

次に、令和5年7月28日開催用食材で同年7月26日に購入した牛豚ひき肉が割引になっているものがあるが、消費期限が当日である可能性が高く、また、牛バラ切落しを購入しているが、レシピや今までの食材から必要のない食材であると思われるとの主張については、牛豚ひき肉については購入後、全て冷凍で保存し開催日に使用している旨、牛バラ切落しは当日提供された食事に使用している旨を、運営者に聞き取りしている。

次に、令和5年7、8月はイトインにしたとの記載があり、それ以外は弁当配達と思われるが、こどもの居場所づくりが目的であるはずとの主張については、こどもの居場所とするため、なるべくイトインでの開催を依頼している。ただし、テイクアウトであっても、こどもとスタッフとのコミュニケーションが成立する場面も確認しており、こどもの居場所として否定するものではないと考えている。

次に、令和5年8月25日開催用食材で発酵バターがあるが、今まで同じ献立で購入されていないため、自宅用であると思われるとの主張につい

ては、発酵バターについては、運営者に確認を行い、献立で使用されていることを確認している。

また、コバエ駆除剤を購入しているが、食品を扱うにふさわしくない環境で調理しており、月に1度使用する公会堂にコバエが飛んでいるとは考えにくいいため、自宅用と考えられる。あるいは、それぞれの家で調理したものを持ち寄って弁当に詰めているとも考えられるため、こども食堂の運営に問題があるとの主張について、コバエ駆除剤についてはこども食堂開催に必要となる消耗品という認識で本件補助金を支出したが、改めて補助対象経費の精査を行った結果、過払となった本件補助金は運営者に返還を求め、令和6年3月22日時点で返還も完了していることを確認している。

次に、令和5年9月は弁当配付に戻ったと思われるが、購入品のリンゴジュース、コーラ、パインアップルジュースはスタッフ用だと思われるとの主張については、参加者へ提供している旨を運営者に確認しており、問題はないと考える。

次に、衛生面にかなり問題があると思われ、スタッフ自身のための購入物品が目につくとの主張について、衛生面の問題については、厚生労働省が発出した「子ども食堂における衛生管理のポイント」を遵守の上開催するよう働き掛けを行っている。

また、私物購入の指摘については、明確にこども食堂の開催に要した経費を計上するようチェック体制の強化を図ったところである。

d こども食堂Dについて、請求人は、こどもの居場所というより大人のコミュニティの場としての活動であり、献立も大人向けと思われ、こどもが利用していなくても、本件補助金対象となっていることに疑問があると主張しているが、開催実績報告書ではこどもが参加していることを確認しており、こどもが利用していないという指摘は当たらず、問題はないと考える。しかしながら、こどもを中心とした上で、その保護者及び地域住民も補助対象の要件と分かるように要綱の見直しを考えている。

e こども食堂Eについて、請求人は、令和5年4月27日開催用食材とし

て個人から購入した肉が4キログラム2,600円で、100グラム60円程度と安すぎる、また、個人からの購入のため市販されていない肉の可能性も否定できないと主張しているが、金額の多寡は市で判断する事項ではないと考える。

また、献立が天ぷらのときに油の購入がないため、どのような油で揚げたのか疑問であるとの主張については、本件要綱で補助対象経費となる全ての領収書等の提出は求めていることから、市が把握していないことについては問題ないと考える。

さらに、令和5年6月22日開催用食材にカスタードプッシュ3個、バニラワッフル2個、プチエクレア6個入りを2個購入しているが、参加人数からスタッフ用である可能性が高いとの主張については、こども食堂開催に必要な食材費という認識で本件補助金を支出したものの、用途が判然としなかったため、補助対象外とした。

次に、260人近い参加者があったことから、調理完了後、2時間以内に食事を食べ終えたとは思えないとの主張については、コロナ禍以降、弁当などのテイクアウトであっても補助の対象としており、全て弁当での配付とした上で、引渡し時に早く食べるように参加者へ伝えている旨を運営者に確認している。

次に、こどもの居場所というより、町内会活動であるとの主張については、こども食堂は食事を介して地域住民と相互に交流を行う場所であると考えており、また、参加するこどもの地域は限定しておらず、問題はないと考える。

f こども食堂Fについて、請求人は、任意保険に加入しているが営業許可を受けていないため、万が一の場合、保険の支払が行われない可能性があるとの主張をしているが、保険の支払の可否については要綱上に規定はなく、加古川保健所指導のもと安心して利用できるこどもの居場所となるよう働き掛けを行っている。

また、トイレの洗浄に係る費用やレジ袋代は、補助金対象外と思われるとの主張について、トイレの洗浄に係る費用はこども食堂開催に必要な



る消耗品という認識で本件補助金を支出したものの、補助対象外としたため、補助対象経費から除いたところである。なお、レジ袋については、やむを得ない事情もあるため、経費として認定しているところである。

さらに、マイバスケット、スーパーボール、アウトドアワゴンは食材ではないとの主張について、スーパーボールについては、事務手引で示しているとおり、こどもの遊び道具等の経費に該当し、消耗品として補助対象経費として認定している。マイバスケットとアウトドアワゴンについては、こども食堂開催に必要となる消耗品という認識で本件補助金を支出したものの、改めて補助対象経費の精査を行った結果、過払となった本件補助金の返還を求めているところである。

(イ) 本件委託契約について

- ① 請求人は、運営団体に対して研修がまだ行われていない旨を指摘している。研修については、令和5年度加古川市こどもの居場所づくり推進事業委託業務仕様書（以下「本件仕様書」という。）において、「こども食堂運営者を対象に栄養面や衛生面、こどもとの関わり方などに関する内容の研修を年に1回以上開催すること。」と規定しており、その内容や実施時期は、契約期間内で実施すべきものである。請求人が監査請求を行った令和6年2月28日時点では研修は実施されていないが、同年3月28日に研修の実施を予定しており、社協は研修の準備を進めているところである。

また、請求人は、本来、当該研修はこども食堂を運営する前に受けるべき研修だと思われると指摘している。このことについて、請求人の指摘のとおり、こども食堂の運営を開始する前に受講すべき研修もあれば、開始後の受講の方が望ましい研修もある。委託契約の時点で既に運営を開始している団体もあることから、研修内容と実施時期の決定は最終的には社協に委託しているが、更に望ましい研修の在り方について検討していきたい。

- ② 請求人は、さまざまな事象をとらえて「委託契約に係る実績報告が不備だらけ」と指摘している。このことについて、本件仕様書の履行状況等の報告における食材提供等実施概要報告は、社協がこども食堂への支援を行った概要（提供日、提供者及び提供物品）について市が把握することを目的として

いることから、第2四半期分までは月報で概要を確認できると判断していたが、食材提供の概要を確認するに当たり、月報には数値項目がなく分かりにくいとの判断に至り、「業務実績報告書」として様式を改め、第2四半期までの月報についても再提出を求めたところである。請求人が主張するように、業務実績報告書を開示するまでに時間を要したことは事実であるものの「どれだけの量を受け取ったのか記載がない。」ことについては、個別のことも食堂への食材の提供数の報告については不要と判断し、報告を求めないこととしたため、請求人の指摘は当たらず、問題はないと考える。

また、本件委託契約に基づく補助金の相談、受付については、本件仕様書で「加古川市が実施する「加古川市こどもの居場所づくり補助金」の周知や相談、書類の受付を行い、受付した書類を加古川市へ速やかに提出すること。」と規定している。業務内容は書類の受付であり、提出書類の内容の審査は含んでいない。社協が受け付けた書類を市へ提出後、内容等に不備があった場合は、市が社協を通して補助金申請者に修正等の内容を伝えている。このことから、請求人の指摘は当たらず、よって、本件委託料の返還は不要と考える。

#### (ウ) こども食堂と食品衛生について

- ① 請求人は、市が厚生労働省の通知を無視し食の安全を脅かしている旨や、全く食品衛生に関する注意が欠けている旨を指摘している。市では、年に2回程度開催する運営者が集まる会議の場において、食品衛生に関するテーマのテキスト配付や意見交換を行っている。また、市が把握する市内全てのこども食堂には、都道府県が行う食品衛生に関する講習会等を受講した食品衛生責任者が配置されているため、問題ないと考える。
- ② 請求人は、市の公表するこども食堂の一覧に、対象が「どなたでも」となっており、一人であっても不特定の人が利用していることから営業許可が必要であると加古川保健所から聞いている旨指摘している。市が把握する全てのこども食堂では、開催ごとに、参加者の氏名等の情報の把握に努めている。しかしながら、こども食堂の運営に関して許可等が必要であるかどうかの判断は、都道府県や保健所を設置する市等によって対応が分かれており、

市が確認する限りでは、県において明文化された判断基準等は作成されていなかった。また、こども食堂の運営形態によっては許可等が不要であるケースもあり、市としては許可等を受けていないこども食堂にあっては、社協を通じて、衛生管理に関して加古川保健所に相談することの案内は行っていたものの、その後のフォローアップまでできていなかったことは事実である。今後は、許可等を受けていない運営者に対し、加古川保健所との相談結果等の提出を求めるほか、加古川保健所職員を講師に招いた研修会を実施するなど改善を図りたいと考える。

#### (エ) 職員の人件費及び事務経費の返還について

請求人は、無許可営業事業者等との連絡（訪問等に係る旅費等を含む）に係る事務経費等、こども部長・こども政策課職員の人件費を返還するよう主張している。このことについて、市では、加古川市事務分掌規則（昭和44年規則第24号。以下「事務分掌規則」という。）第9条において、こども部こども政策課が所掌する事務の一つに「子どもの貧困対策に係る事業の推進及び調整に関すること」を定めている。また、市では、食事を通じた地域のこども達の居場所づくり、いわゆる「こども食堂」は、子どもの貧困の解消に有用であると認識している。このことを踏まえ、こども政策課は、子どもの貧困対策に係る事業の一環として、こどもの居場所づくり推進事業を実施しているものである。以上のことから、こども食堂への相談支援や運営補助に係る事務（連絡調整を含む）は、事務分掌規則の規定に基づき職務として従事しているところであり、当該事務を担当する市職員の人件費及び事務経費を返還する理由はないと考える。

#### 5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	井ノ口	淳	一
加古川市監査委員	北	本	敏
加古川市監査委員	山	本	賢吾
加古川市監査委員	谷		真康

## 6 監査の結果

### (結 論)

- ①本件補助金に係る請求については、交付決定の一部取消しにより本請求後に返金される補助金については却下し、その余の補助金に係るものは棄却する。
- ②本件委託料に係る請求については棄却する。
- ③許可等を受けていない運営団体等との連絡調整業務に係る事務経費及び市職員の人件費に係る請求については棄却する。

### (事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認の上、判断した。

#### (1) 本件補助金の支出について

請求人は、無許可営業している運営団体に対して本件補助金が交付されており、また、補助対象ではない経費に対して本件補助金が交付されているため、市が運営団体に交付した本件補助金の返還を求めていることから、本件補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

#### ア 本件補助金の目的、補助対象者及び補助対象経費について

(ア) こども食堂は、「地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う」場所として、市内では12か所のこども食堂が運営されている。近年、国や県においてもこども食堂に関する施策が拡充されていることから、市においても令和5年度からこども食堂の運営に関する補助金に係る予算を計上している。

本件補助金は、本件要綱第1条において、「こどもの居場所づくりを目的として、」と規定されており、市は、様々な不安を抱えるこども達が安心して過ごせる居場所を確保するため、こども食堂を運営する団体や個人に対して、その運営を支援することを目的に、「食材の購入に要する経費」や「容器・調理器具等の消耗品の購入に要する経費」などを補助対象とした補助金制度を開始した。なお、本件補助金については、予算額1,500,000円のうち、7団体に対して総額415,069円を交付決定している。なお、この7団体のうち、許可等があるのは2団体であることを確認した。

(イ) 本件補助金の補助対象者は、本件要綱第3条において、「次に掲げる要件のすべてを満たす団体又は個人をいう。」と規定されている。

- (1) こども又はその保護者及び地域住民を対象とし、1回の開催当たり合計10人以上の参加が見込まれるこども食堂で加古川市内において運営していること。
- (2) 原則として月1回以上自主的及び継続的に実施するものであること。
- (3) 保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。
- (4) 参加者に対し、こども及び家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるとともに、必要に応じて関係する機関につなげること。
- (5) 法令及び公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) こども食堂開催時において、営利を目的とする活動を行わないこと。
- (7) 選挙活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (8) 加古川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない団体又は個人であること。

(ウ) 本件補助金の補助対象経費は、本件要綱第4条において、「こども食堂の開催に要した経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支出された次に掲げるものとする。」と規定されている。

- (1) 食材の購入に要する経費
- (2) 容器・調理器具等の消耗品の購入に要する経費
- (3) 調理に必要な施設等の使用に要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

さらに、「補助金額」として、1団体当たりの年間の補助上限額を20万円とするとともに、開催1回当たりの補助金額を参加人数に応じて3,000円から10,000円と規定したものと、こども食堂開催に要した経費から参加者負担金や寄附金を差し引いた金額を比較して金額が低い方を開催1回当たりの補助金額とすると規定されている。

イ 本件補助金の支出に係る事務手続について

加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「補助金規則」という。）によれば、補助金等の交付は、原則として、①補助金等を受ける者の交付の申請（第5条）、②市長の審査及び交付決定（第6条）、③市長の決定の通知（第7条）、④補助事業の遂行（第11条）、⑤補助事業の実績報告（第14条）、⑥市長による審査及び補助金等の額の確定（第15条）、⑦補助金等の交付（第17条）の手順で行われる。

また、本件要綱において、①補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金申請書兼請求書に開催実績報告書及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類を添えて提出すること（第6条）、②申請を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金交付決定兼確定通知書を申請書のほか全ての提出書類を受理した日から起算して30日以内に申請者に通知すること（第7条）、③速やかに補助金を交付すること（第8条）などが定められている。

関係職員への調査の結果、本件補助金について次のとおり事実を確認した。

(ア) ①こども食堂Aの第1四半期分について、令和5年7月3日付けで補助金申請書兼請求書、開催実績報告書及び補助対象経費を支払ったことが分かる書類（以下これらを「補助金交付申請書等」という。）が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和5年7月31日付けで6,000円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Aに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年8月10日に6,000円をこども食堂Aの口座に振込みした。

(イ) ①こども食堂Aの第2四半期分について、令和5年10月6日付けで補助金交付申請書等が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和5年10月26日付けで9,000円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Aに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年11月10日に9,000円をこども食堂Aの口座に振込みした。

(ウ) ①こども食堂Bの第1四半期分について、令和5年7月10日付けで補助金交付申請書等が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した

後、令和5年7月26日付けで2,241円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Bに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年8月10日に2,241円をこども食堂Bの口座に振込みした。

(エ) ①こども食堂Cの第1四半期分について、令和5年6月30日付けで補助金交付申請書等が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和5年7月31日付けで20,776円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Cに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年8月10日に20,776円をこども食堂Cの口座に振込みした。

(オ) ①こども食堂Cの第2四半期分について、令和5年9月25日付けで補助金交付申請書等が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和5年10月26日付けで9,337円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Cに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年11月10日に9,337円をこども食堂Cの口座に振込みした。

(カ) ①こども食堂Dの第1四半期分について、令和5年9月29日付けで補助金交付申請書等が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和5年10月26日付けで10,582円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Dに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年11月10日に10,582円をこども食堂Dの口座に振込みした。

(キ) ①こども食堂Dの第2四半期分について、令和5年9月29日付けで補助金交付申請書等が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和5年10月26日付けで16,722円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Dに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年11月10日に16,722円をこども食堂Dの口座に振込みした。

(ク) ①こども食堂Eの第1四半期分について、令和5年7月6日付けで補助金交付申請書等が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和5年7月31日付けで30,000円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Eに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年8月10日に30,000円をこども食堂Eの口座に振込みした。

(ケ) ①こども食堂Fの第1四半期分について、令和5年7月10日付けで補助金

交付申請書等が提出された。②市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和5年7月31日付けで30,000円の補助金の交付決定を行い、こども食堂Fに補助金交付決定及び額の確定通知書を交付した。③令和5年8月10日に30,000円をこども食堂Fの口座に振込みした。

#### ウ 本件補助金と許可等の関係性について

請求人は、無許可営業しているこども食堂への本件補助金の全額返還を求めるよう主張している。

関係職員への調査によると、本件要綱第3条において、補助金の交付対象となる者の要件が規定されており、同条第3号において「保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。」との規定はあるものの、運営団体の許可等を要件とする規定はない。

また、食品衛生法第2条において、「国、都道府県、地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。さらに、同法第4条第7項において、「この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。」、同法第55条第1項においては、「前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されている。許可等に関する加古川保健所の見解は、食品衛生法にはこども食堂の運営に係る許可等に関する明確な規定がなく、許可等が必要か否かは運営実態に応じて適切に判断するということを確認した。

一方、市は、保健所を設置する自治体には該当しておらず、食品衛生に関する必要な措置を実施する権限がないことに加え、こども食堂が行っている内容が許可等を要するものか否かについて判断する権限も持ち合わせていない。運営者に



対しては、必要に応じて実施内容等について加古川保健所に相談するよう助言しており、こども食堂の活動については運営者の判断において適法に行われているものと認識していることを確認した。

エ 本件補助金に関する指摘事項について

(ア) 本件補助金について、テイクアウトも対象とすることや保護者や地域住民をこども食堂の対象としているが、請求人は、本件要綱第2条の「地域のこどもの居場所づくりの一つとして、こどもに対し、市内において食事の提供を主とした支援を実施する場」というこども食堂の定義と矛盾すると主張している。関係職員への調査により、市は、こども食堂に対し、なるべくイートインでの開催を依頼しているが、事務手引においてテイクアウトも補助の対象と認めている。会場の規模や参加者の都合によりイートインが困難である場合や、感染対策などの理由でテイクアウトとした場合も考えられ、テイクアウトであってもスタッフとのコミュニケーションが成立する場面もあることを確認した。

また、保護者や地域住民をこども食堂の対象とすることについては、こども食堂が、こどもや保護者が気軽に立ち寄り、食事を介して地域住民と相互に交流できる場所であることから、様々な人との関わりを通じて自分の居場所と感じられる場であることを確認した。

(イ) 請求人は、会員のための活動を行う組織の施設内で開催されるこども食堂は会員以外が食事の提供を受けにくいと主張している。関係職員への調査により、こども食堂を利用するこどもや保護者等の参加者については、その組織の会員に限定していないことを確認した。

(ウ) 請求人が指摘しているスタッフ用の飲食について、関係職員への調査によると、市は、スタッフに供するもののうち、こども食堂の献立としてこどもや保護者等に提供されるものを除いては、補助対象外としている。今回、請求人から指摘があった件について個別に運営団体に対して照会を行い、補助対象外と判明したものは一部交付決定を取り消し、その内3件については、返還期日を令和6年3月25日として、返還請求を行っていることを確認した。

(エ) 本件補助金について、補助金申請の際の添付書類として領収書等のコピーを

認めているが、請求人は、他の補助金との重複や脱税の疑いが生じるため疑問があると主張している。関係職員への調査により、従来より、市は、申請者の利便性を図るため領収書等のコピーの添付を認めており、領収書等の取扱いを変更すべきか否かについては、市の他の補助金の取扱いと申請者の利便性を勘案して検討すべきものであり、他の補助金との重複や脱税を防止する目的で添付書類の取扱方法を変更するものではないことを確認した。

オ 個別のこども食堂に関する指摘事項について、以下のとおり検討する。

(ア) こども食堂Aについては、令和5年5月22日開催用食材として卵、蓮根、筍、人参等を同年5月14日に購入しているが、請求人は、かなり鮮度が落ちると思われるため、これらの食材が本当にこども食堂に使われたのか疑問であると主張している。関係職員への調査により、食材については冷蔵又は冷凍で保存し開催日に使用している旨を確認した。

次に、令和5年6月19日開催用食材の一部について、こども食堂Aを運営する団体が経営する居酒屋から購入しているが、請求人は、内容が不明な上に4,000円と高額であり疑問が生じると主張している。関係職員への調査により、大葉、レモン、玉ねぎ、オクラ、卵、パスタ、じゃがいも、モロッコいんげん、キャベツ、きゅうり、オリーブオイル、和風だしなどを購入していることを確認した。

次に、令和5年7月10日開催分において、イベント用として購入された空気入れが本件補助金の対象経費に計上されているが、請求人は、何のイベントに必要であったのか分からないと主張している。関係職員への調査により、こども食堂開催に必要な消耗品との認識で本件補助金を支出したものの、改めて補助対象経費の精査を行い、以下のとおり補助対象経費から除いたことを確認した。

補助対象経費は、本件要綱第5条において「別表に定める額又は前条各号に掲げる経費を合算した額から次に掲げる額を控除した額のいずれか低い額とする。」と規定されている。こども食堂Aの第2四半期分として令和5年11月10日に支出した補助金9,000円のうちの同年7月10日開催分3,000

0円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は547円であったが、見直し後の補助対象経費は7,934円となり、見直し後の補助金額は6,434円となるが、別表に定める額3,000円の方が低いため、支出額に変更は生じない。

(イ) こども食堂Bについては、令和5年4月11日開催用食材を同年4月9日に購入しているが、請求人は、開催場所と購入場所が同じ施設であれば、当日購入も可能であると思われると主張している。関係職員への調査により、4月9日に購入した分は、こども食堂の開催場所とは異なる商業施設で購入したものであり、生鮮食品が含まれていないことを確認した。

次に、こども食堂開催2日後の令和5年4月13日に洗濯洗剤等が大量に購入されており本件補助金の対象経費に計上されているが、請求人は、必要のない補助金交付であると思われると主張している。関係職員への調査により、こども食堂開催に必要な消耗品との認識で本件補助金を支出したものの、改めて補助対象経費の精査を行い、補助対象経費から除いたことを確認した。その結果、過払となった本件補助金の返還を求めたことを確認するとともに、以下のとおり補助対象経費から除いたことを確認した。

こども食堂Bの第1四半期分として令和5年8月10日に支出した同年4月11日開催分補助金2,241円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は1,884円であり、見直し後の補助対象経費は8,857円となり、見直し後の補助金額は357円となるが、別表に定める額10,000円よりも低いため、返還額は1,884円となり、令和6年3月21日に返還が完了していることを確認した。

(ウ) こども食堂Cについては、①令和5年4月28日開催用食材として大量の牛肩ロースステーキ肉、徳用柏餅を2週間前の同年4月14日に購入するなど、こども食堂開催日よりかなり前に食材を購入しており、請求人は、こども食堂に提供されるべき食材ではないと思われると主張している。②令和5年4月26日に購入したロールケーキやビスケット等の菓子類やリンゴジュース、マンゴードリンク等の飲物について、請求人は、スタッフ用と思われるため本件補助金の対象にするべきではないと思われると主張している。③令和5年4月

28日に柏餅を購入しているが、請求人は、献立にないことや利用人数からスタッフ用であると思われると主張している。④令和5年6月1日に大葉と人参を購入しているが、請求人は、23日間ももつとは思えないと主張している。⑤令和5年6月1日に尿漏れパッド、目薬、生ラーメンを購入しているが、請求人は、全て個人のための購入品であり補助金を多く受け取るためにレシートを添付したと思われると主張している。以上5点について、関係職員への調査により、こども食堂開催に必要な食材や消耗品との認識で本件補助金を支出したものの、上記⑤は不適当なものが含まれており、上記①、②、③及び④はスタッフ用に供したことが判明したことなどから、補助対象経費の精査を行い、以下のとおり補助対象経費から除いたことを確認した。

こども食堂Cの第1四半期分として令和5年8月10日に支出した補助金20,776円のうちの同年4月28日開催分8,000円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は5,447円であったが、見直し後の補助対象経費は27,301円となり、見直し後の補助金額は18,301円となるが、別表に定める額8,000円の方が低いため、支出額に変更は生じない。また、令和5年8月10日に支出した補助金20,776円のうちの同年6月23日開催分10,000円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は4,808円であったが、見直し後の補助対象経費は46,402円となり、見直し後の補助金額は32,402円となるが、別表に定める額10,000円の方が低いため、支出額に変更は生じない。

次に、①献立にハッシュドビーフがあるが、ステーキ肉を購入しているため、請求人は、消費期限が過ぎたステーキ肉をスライスして使用したか、ステーキ肉は家で食べて薄切り肉を買ってレシートだけ交換している可能性が否定できないと主張している。②令和5年4月26日に豚ミンチを購入しているが、請求人は、2日前の購入は危険であると主張している。③令和5年6月23日開催用食材として野菜、もやし、カットねぎ、牛肩ロースを同年6月3日に購入しているが、請求人は、20日ももたず腐っている可能性が高いと思われると主張している。④牛肩ロースステーキ肉を令和5年6月14日に購入し

ているが、請求人は、消費期限が9日もあるとは思えないと主張している。以上4点について、関係職員への調査により、購入後、全てを冷凍保存してこども食堂の食材として使用していることを確認した。

次に、①令和5年5月26日開催用食材として同年5月24日に玉ねぎの天ぷら、チーズケーキ、リンゴジュースを購入しているが、請求人は、購入者の自宅用の可能性が高いと主張している。②令和5年5月26日開催用食材として同年5月26日にドリップコーヒー5パックを購入しているが、請求人は、スタッフ用の飲物であると思われると主張している。③令和5年6月23日開催用食材として同年6月3日にビスケットを購入しているが、請求人は、スタッフ用のおやつであると思われると主張している。④令和5年9月22日開催用食材として同年9月20日にリンゴジュース、コーラ、パインアップルジュースを購入しているが、請求人は、令和5年9月は弁当配付に戻ったと思われる、スタッフ用だと思われると主張している。関係職員への調査により、以上4点について参加者へ提供していることを確認した。

次に、令和5年6月23日開催用食材として同年6月21日に塩分チャージタブレット2個を購入しているが、請求人は、スタッフ用であると思われると主張している。関係職員への調査により、塩分チャージタブレットは熱中症対策として参加者に提供していることを確認した。

次に、令和5年6月21日に湯たこやもやしを購入しているが、請求人は、2日前ではなく当日に購入してほしい食材であると主張している。関係職員への調査により、食材については冷蔵又は冷凍で保存し開催日に使用している旨を確認した。

次に、請求人は、令和5年6月23日開催用食材として同年6月14日に2,150円分を店舗のポイントで支払っていると主張している。関係職員への調査により、現状ではポイントカードの使用に関する規定を設けておらず、現金と同じ扱いとしていることを確認した。

次に、令和5年7月28日開催用食材として牛豚ひき肉を割引で同年7月26日に購入しているものがあるが、請求人は、消費期限が当日である可能性が高く、牛バラ切落しを購入しているがレシピや今までの食材から必要のない食

材であると思われると主張している。関係職員への調査により、牛豚ひき肉については購入後、全て冷凍で保存し開催日に使用し、牛バラ切落しは当日提供された食事に使用している旨を確認した。

次に、令和5年7月と8月の開催実績報告書にイートインありにしたとあるが、請求人は、同年7月と8月以外は弁当配付であると思われ、こども食堂の目的がこどもの居場所づくりであるにもかかわらず弁当を配付するだけになっていると主張している。関係職員への調査により、こどもの居場所とするため、できる限りイートインでの開催を依頼しており、テイクアウトであっても、こどもとスタッフとのコミュニケーションが成立する場面も確認できることから、こどもの居場所として否定するものではないことを確認した。

次に、令和5年8月25日開催用食材として同年8月21日に発酵バターを購入しているが、請求人は、今まで同じ献立であるにもかかわらず発酵バターは購入されていないため自宅用であると思われると主張している。関係職員への調査により、献立で使用されていることを確認した。

次に、令和5年8月25日にコバエ駆除剤を購入しているが、請求人は、食品を扱うにふさわしくない環境で調理しており、月に1度使用する公会堂にコバエが飛んでいるとは考えにくいいため自宅用と考えられる。また、それぞれの家で調理したものを持ち寄って弁当に詰めていることも考えられるため、こども食堂の運営に問題があると主張している。関係職員への調査により、こども食堂開催に必要な消耗品との認識で本件補助金を支出したものの、一部不適切なものが含まれていたため、その結果、過払となった本件補助金の返還を求めたことを確認するとともに、以下のとおり補助対象経費から除いたことを確認した。

こども食堂Cの第2四半期分として令和5年11月10日に支出した補助金9,337円のうち同年8月25日開催分2,978円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は1,242円であり、見直し後の補助対象経費は9,836円となり、見直し後の補助金額は1,736円となるが、別表に定める額8,000円よりも低いため、返還額は1,242円となり、令和6年3月19日に返還が完了していることを確認した。

(エ) こども食堂Dについて、請求人は、献立がこども向けというより大人向けであり、こどもの居場所というよりも大人のコミュニティの場として活動しているように思われ、こどもが利用していなくても本件補助金の対象となっていることに疑問があると主張している。関係職員への調査により、開催実績報告書においてこどもが参加しており、こども食堂としてその目的を達していることを確認した。

(オ) こども食堂Eについては、令和5年4月27日開催用食材として肉4キログラムを2,600円で個人から購入しているが、請求人は、100グラム60円程度は安すぎる上、個人からの購入のため市販されていない肉の可能性も否定できないと主張している。関係職員への調査により、金額の多寡は市で判断する事項ではないことを確認した。

次に、請求人は、献立が天ぷらのときに油の購入がないためどのような油で揚げたのか疑問であると主張している。関係職員への調査により、本件要綱においては、補助対象経費となる全ての領収書等の提出は求めていることを確認した。

次に、令和5年6月22日開催用食材としてカスタードプチシュー3個、バナナワッフル2個、プチエクレア6個入り2個を購入しているが、請求人は、参加人数からスタッフ用である可能性が高いと主張している。関係職員への調査により、こども食堂開催に必要な食材との認識で本件補助金を支出したものの、用途が判然としなかったため、以下のとおり補助対象経費から除いたことを確認した。

こども食堂Eの第1四半期分として令和5年8月10日に支出した補助金30,000円のうちの同年6月22日開催分10,000円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は2,106円であったが、見直し後の補助対象経費は72,318円となり、見直し後の補助金額は31,018円となるが、別表に定める額10,000円の方が低いため、支出額に変更は生じない。

次に、令和5年4月27日、同年5月25日及び同年6月22日開催時は260人近い参加者があったが、請求人は、調理完了後、2時間以内に食事を食

べ終わったとは思えないと主張している。関係職員への調査により、コロナ禍以降、全て弁当での配付とした上で、引渡し時に早く食べるように参加者へ伝えていることを確認した。

次に、請求人は、こどもの居場所というより町内会活動であると主張している。関係職員への調査により、こども食堂は食事を介してこどもと地域住民が相互に交流を行う場所であり、こども食堂としての目的を達していることを確認した。

(カ) こども食堂Fについて、請求人は、任意保険に加入しているが営業許可を受けていないため、保険の支払が行われない可能性があると主張している。関係職員への調査により、要綱上、保険の支払の可否について規定していないことを確認した。

次に、令和5年4月1日開催用にトイレ洗浄用品やレジ袋等を購入しているが、請求人は、トイレの洗浄に係る費用やレジ袋代は補助金対象外と思われると主張している。関係職員への調査により、レジ袋については、やむを得ない事情もあるため、経費として認定しているところであるが、トイレの洗浄に係る費用はこども食堂開催に必要な消耗品との認識で本件補助金を支出したものの、補助対象外であったため、以下のとおり補助対象経費から除いたことを確認した。

こども食堂Fの第1四半期分として令和5年8月10日に支出した補助金30,000円のうちの同年4月1日開催分10,000円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は5,282円であったが、見直し後の補助対象経費は36,267円となり、見直し後の補助金額は10,167円となるが、別表に定める額10,000円の方が低いため、支出額に変更は生じない。

次に、請求人は、マイバスケット、スーパーボール、アウトドアワゴンが食材ではないと主張している。関係職員への調査により、スーパーボールについては、事務手引で示しているとおり、こどもの遊び道具等の経費として消耗品に該当し、補助対象経費として認定していることを確認したが、マイバスケットとアウトドアワゴンについては、こども食堂開催に必要な消耗品との認識で



本件補助金を支出したものの、補助対象経費として不適切であったため、その結果、過払となった本件補助金の返還を求めたことを確認するとともに、以下のとおり補助対象経費から除いたことを確認した。

こども食堂Fの第1四半期分として令和5年8月10日に支出した補助金30,000円のうち同年5月6日開催分10,000円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は398円であったが、見直し後の補助対象経費は64,140円となり、見直し後の補助金額は40,640円となるが、別表に定める額10,000円の方が低いため、支出額に変更は生じない。また、こども食堂Fの第1四半期分として令和5年8月10日に支出した補助金30,000円のうち同年6月3日開催分10,000円について、補助対象経費の精査によって補助対象経費から除いた額は10,780円であり、見直し後の補助対象経費は32,028円となり、見直し後の補助金額は4,028円となるが、別表に定める額10,000円よりも低いため、返還額は5,972円となり、令和6年4月17日に返還が完了していることを確認した。

以上のように、本件補助金のうち、こども食堂B、こども食堂C及びこども食堂Fの一部の補助金については、本請求後に、当初の補助対象経費の算定において一部補助対象経費に不適切なものが含まれていたことから、補助対象経費の精査を行った結果、交付決定の一部を取り消したことにより、交付決定の額を変更している。この一部取消しによる補助金は、令和6年4月17日現在、全て返還されており、過払分については既に治癒されているため、市に具体的な損害が発生しているとは認められず、返還された補助金に係る支出は、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断する。

また、本請求後に、補助対象経費を精査した結果、交付決定の額に変更が生じなかった補助金については、見直し後の補助金額と本件要綱別表に定める金額との本件要綱第5条第1項による再算定の結果、支出額に変更が生じていないため、返還の必要がないことを確認した。

その余の補助金に係るものについては、本件補助金の目的、補助対象者及び補助

対象経費は本件要綱に適合しており、本件補助金の支出に係る事務手続も補助金規則及び本件要綱に基づき適正に行われていることを確認した。

以上のことから、本件補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

## (2) 本件委託料の支出について

本件委託契約の業務内容について、請求人は、社協は本件仕様書に規定されている年1回以上の研修をいまだ実施しておらず、本来、こども食堂を開催する前に研修を実施すべきであると主張している。さらに、請求人は、社協は本件委託契約に係る履行状況等の報告において多数の不備があるにもかかわらず、市が十分な確認をせず業務実績報告書を受付していることは問題であると主張している。

以上のことから、本件委託契約の履行について、以下のとおり検討する。

### ア 本件委託契約について

本件仕様書によると、本件委託契約は、「こどもが気軽に立ち寄り、様々な人との関わりを通じて自分の居場所と感じられるこども食堂等の居場所づくりを推進するため、運営者が安定的かつ継続的に運営ができるように、支援活動を行う。」ことを目的としている。事業の目的を踏まえ、その達成のために、事業担当者を配置し、①総合相談窓口の設置、②こども食堂関係者との連携、③新たな担い手の発掘、④研修の開催、⑤食材提供体制等の構築、⑥こども食堂等に関する情報の収集・発信、⑦補助金制度の相談・受付などの業務を委託するに当たり、社協との間で本件委託契約を締結しているところである。

また、本件委託料については、①令和5年4月26日付けで加古川市こどもの居場所づくり推進事業委託料請求書を受理、②令和5年度加古川市こどもの居場所づくり推進事業業務委託契約書（以下「本件委託契約書」という。）第3条第1項に基づき、同年5月12日に2,323,200円を支出、③本件委託契約書第7条及び本件仕様書「5. 履行状況等の報告」に基づき、第1四半期分を同年7月10日付けで、第2四半期分を同年10月31日付けで、第3四半期分を令和6年1月30日付けで、第4四半期分を同年3月31日付けで、四半期ごとの業務実績報告書を受理し、④本件委託契約書第9条に基づき、同年3月31日

付けで委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書を受理し、確認を行っている。

イ 本件委託契約の業務履行について

(ア) 研修の開催について、請求人は、運営団体に対して研修がいまだ行われておらず、本来、こども食堂の運営を開始する前に研修を実施するべきであると主張している。関係職員への調査により、研修については、本件仕様書「4. 委託業務内容」において、「こども食堂運営者を対象に栄養面や衛生面、こどもとの関わり方などに関する内容の研修を年に1回以上開催すること。」と規定されており、その内容や実施時期は、契約期間内で実施すべきものである。本請求を受理した令和6年2月28日時点では研修は実施されていなかったが、同年3月28日に研修が実施されたことを確認した。

また、こども食堂の運営を開始する前に受講すべき研修もあれば、開始後の受講の方が望ましい研修もあり、委託契約を締結した令和5年4月の時点で既に運営を開始している団体があったこと、また、研修内容と実施時期の決定は最終的には社協に委託していることなどの理由から、必ずしもこども食堂運営開始前に研修を行うことを求めるものではないことを確認した。

(イ) 本件仕様書「5. 履行状況等の報告」における業務実績報告書について、請求人は、多数の不備があるにもかかわらず、市が、十分な確認をせず業務実績報告書を受付していることは問題であると主張している。関係職員への調査により、本件仕様書の履行状況等の報告としての業務実績報告書における食材提供等実施概要報告は、社協がこども食堂への支援を行った概要として、提供日、提供者及び提供食品等について市が把握することを目的としていることから、市は第1四半期及び第2四半期までは月報による履行状況等の報告で食材提供等実施概要を確認できると判断していたが、月報の食材提供等の概要を確認するに当たり、月報には数値項目がなく分かりにくいと判断し、「業務実績報告書」として様式を改め、第1四半期及び第2四半期の月報についても「業務実績報告書」による再提出を社協に求めたことを確認した。

また、請求人は、こども食堂がどれだけの食材の量を受け取ったのか記載が

ないため、本当に受け取っているのか確認できないと主張している。関係職員への調査により、個別のこども食堂への食材の提供数の報告については不要と判断し、報告を求めないことを決定していることを確認した。

さらに、委託業務に係る補助金制度の相談・受付については、本件仕様書において「加古川市が実施する「加古川市こどもの居場所づくり補助金」の周知や相談、書類の受付を行い、受付した書類を加古川市へ速やかに提出すること。」と規定されている。委託業務内容における書類の受付については、提出書類の内容の審査は含まれておらず、社協が受け付けた書類を市へ提出した後、市が内容を審査し、書類の内容に不備や誤りがあった場合は、市が社協を通じて補助金申請者に修正等の内容を伝えていることを確認した。

以上のことから、本件委託料の支出については、本件委託契約書及び本件仕様書に基づき適正に支出されていることから、違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

### (3) 許可等を受けていない運営団体等との連絡調整業務に係る事務経費及び市職員の人件費の支出について

請求人は、市職員が無許可営業している運営団体等との連絡調整業務を行っているため、無許可営業している運営団体等との連絡調整に係る事務経費及び市職員の人件費の返還を求めていることから、連絡調整に係る事務経費や市職員の人件費の公費からの支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

関係職員への調査によれば、こども食堂に関する業務については、事務分掌規則第9条において、こども政策課の事務分掌として「子どもの貧困対策に係る事業の推進及び調整に関すること。」と規定されている。市は、食事を通じた地域のこども達の居場所づくりとしてのこども食堂は、子どもの貧困の解消に有用であると認識している。これらを踏まえ、こども部及びこども政策課は、子どもの貧困対策に係る事業の一環として、こどもの居場所づくり推進事業を実施しているものである。さらに、こども政策課の事務分担表において、「こども食堂に関すること」と

明文化されていることから、市職員は職務として従事しているといえる。

以上のことから、こども食堂への相談支援や、運営団体や関係機関との連絡調整など、運営補助に係る事務全般について、「市がなすべき責を有する職務」として、職務命令によりこども食堂に関する業務に市職員に従事させることは、違法又は不当とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断する。

## 7 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

### (1) 食の安全への対応について

市は、適正かつ公平な補助金支出の観点から、特に衛生管理面に関して、これまで以上に加古川保健所との連携を密にし、こども食堂における食の安全に努められたい。また、運営団体が加古川保健所へ事前に相談することや、当該相談結果を市へ提出することなど、運用等の見直しを検討されたい。

### (2) 本件補助金について

本件補助金については、一部、交付決定の取消しを行うなど、補助対象経費について、市と運営団体との間で共通認識されていない点が見受けられた。今後は、補助金支出の適正化、公平性の確保を図るため、補助対象経費の認定に誤りがないか、補助金交付申請書等の記載内容に不備がないかなどの確認を徹底し、記載内容に疑義がある場合は、申請者等に確認し、必要に応じ訂正を求めるなど、書類審査の厳格化に努めるとともに、運営団体に対しても、本件補助金の目的や補助対象経費の理解に努めるよう、指導されたい。

### (3) 本件委託契約における市と社協の役割分担の明確化等について

本件委託契約における市と社協との業務の明確化を図るとともに、研修の開催については、本件仕様書に研修の開催時期、開催内容等の規定を設けるなど、より効果的な研修となるよう努められたい。